

欧州銀行同盟における単一監督メカニズム (SSM)

——欧州の大銀行の視点から——

立教大学大学院生 石田周

2014年11月、欧州銀行同盟の第1の柱として、単一監督メカニズム (SSM) が始動した。これにより、一定の基準を満たす「重要な金融機関」に対する監督権限は、加盟国政府から欧州中央銀行 (ECB) へと移された。

SSM は様々な目的・性格をもった複合的な存在として描かれる。最もよく指摘される SSM の目的は、銀行危機とソブリン危機の悪循環を断ち切ることである。ここではペリフェリ諸国の当局がもつ監督権限を ECB へと集中することに主眼が置かれる。また、別の見解は、SSM が銀行に対する監督を強化するものとする。この見解によると、これまで自国銀行に寛容な監督を行ってきたユーロ圏各国の当局から ECB へと監督権限を移すことにより、SSM は銀行に対してより厳格な監督を行うことができる。これらの見解は、監督当局の視点から SSM を捉える試みであるともいえる。

しかし、銀行同盟の設立が 2012 年に提唱された当初より、欧州の大銀行は SSM を積極的に支持してきた。このことは、「SSM=監督制度の強化」という見解とは一見矛盾するようにも見える。このような SSM への銀行業界の支持を説明する見解が、「SSM は銀行の欧州規模での経営を容易にする」とする見解である。この見解によると、欧州の大銀行が国際化を進めるにつれ、大銀行と本国当局との関係が相対的に重要でなくなり、逆に受入国当局との関係はより重要になっていく。SSM の創設により、大銀行はコンプライアンス・コストの引き下げという利益を得ることができる。このような見解は、欧州の大銀行の側から SSM を捉えようとする試みであるといえよう。

このように多様な側面をもつ SSM は様々な角度から検討される必要がある。このような問題意識から、本報告では、「大銀行の欧州規模での経営を容易にする」という SSM の側面に着目し、欧州規模でビジネスを行う大銀行の視点から SSM を捉えることを目指す。

本報告の着眼点は主に 2 つある。1 つは、2000 年代初頭の時点ですでに、欧州の大銀行が金融監督制度の調和・統一を提唱してきたという点である。大銀行の経営が国際化するにつれ、各国ごとに監督権限が分散した金融監督体制は非効率になると同時に、各国固有の情報コストが増大することが懸念された。このような懸念の下、ドイツ銀行や金融部門の業界団体である欧州金融サービス円卓会議 (EFR) は、監督制度の調和・統一を早くから提唱してきたのである。もう 1 つの着眼点は、ユーロ危機時に受入国当局が大銀行による資金移動の自由を制限したという点である。ユーロ危機時、イタリアの大銀行ユニクレディトは、そのドイツ子会社である HVB から本国イタリアへの送金を、ドイツの監督当局により制限された。この事実は、後にユニクレディトが SSM を支持する背景となった。